

平成 29 年 7 月 4 日

各 位

学生センター長

平成 29 年 日本学生支援機構給付型奨学金に係る推薦期間延長について

本学では、**2017** 年度に入学した人のうち、社会的養護を必要とする人を対象に、日本学生支援機構給付型奨学生の推薦を行っていますが、このたび推薦期間を延長することになりました。

下記奨学金の給付を希望される方は、奨学金担当まで申し出てください。

記

1 対象者

18 歳時点で、児童福祉法上の措置として次の施設に入所していた、または養育されていた人

- ・ 児童養護施設、児童心理治療施設、または児童自立支援施設に入所していた人
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、または里親に養育されていた人

また、次のア～ウのいずれかに該当する必要があります。

ア **2017** 年 **3** 月に高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・専修学校高等課程および高等専門学校の第 **3** 学年を卒業または修了した人

イ 高等学校を卒業後または修了後 **3** 年以内の人

ウ 高卒認定試験合格者で合格後 **3** 年以内の人

※過去に大学等へ進学したことがある人、インターナショナルスクール等の外国人学校を卒業した人のうち高卒認定試験に合格していない人は、申し込み資格がありません

学力基準については、以下を満たす人

- ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、または進学後における学習に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込があること

2 提出書類

- ・ 給付奨学金確認書（申込書）
（本人が **20** 歳未満の場合は、施設長（里親に養育されている人は里親）が親権者（未成年後見人）欄に署名・押印し、①様式 **3** 「奨学金給付契約の追認に関する意思表示書」、②様式 **4** 「意見書（事情書）」とともに提出）
- ・ 児童養護施設等を退所したことを証明する書類
- ・ 出身校作成の「学力等に関する認定書」（開封無効）
- ・ 給付奨学金振込口座届 ※確認のため振込予定の通帳を持参してください
- ・ 奨学金給付契約に関する追認書（採用された場合、**20** 歳を迎えた後速やかに提出）

3 提出期限と提出場所

7 月 **20** 日（木） 各キャンパス奨学金担当

4 採用（予定） **9** 月中旬

奨学金担当：

中百舌鳥キャンパス	学生課 学務グループ奨学金担当	072-254-9116（直通）
羽曳野キャンパス	事務所 学生グループ奨学金担当	072-950-2940（直通）
りんくうキャンパス	事務所 学生・教務担当	072-463-5748（直通）